

## 滋賀県埋蔵文化財センターの火災のリスク管理について

### 1 消防用設備について

次のとおり消防法に適合した設備を設置し、法定点検を実施している

#### ①消火設備

- ・消火器 22本(1階13本 2階7本 屋外器具庫等2本)

※消火器に至る歩行距離が20m以下になるよう配置(消防法施行規則第六条)

#### ②警報設備

- ・自動火災報知設備

熱感知器 77か所

煙感知器 10か所

※火災を有効に感知し、点検その他維持管理ができる場所に設置(消防法施行規則第二十三条)

防犯センサー 12か所(1階7か所 2階5か所)

#### ③法定点検

- ・機器点検 6か月に1回

- ・総合点検 1年に1回

※平成26年12月 感知器1機不具合・消火器6本10年経過の指摘を受けて改善

※直近の点検は平成29年12月5日に実施 判定:良

### 2 出土文化財の防火対策について

- 可燃性の木器は、安土城考古博物館内の収蔵庫で保管
  - ・消火器と屋内消火栓を設置し、警備員による終日警備を実施
- その他の出土文化財(土器・石器・金属器)は、資料的価値や活用の可能性により区分し、重要なものは埋蔵文化財センターの特別収蔵庫(防火扉で遮蔽)に保管。それ以外は消火器を備えた収蔵庫に保管。

### 3 火災発生時（勤務時間外）の対応について

火災の感知

・センサーが異常を感知し警備会社へ自動通報

↓  
確認

・警備会社が異常事態を確認し事態の拡大防止

↓  
通報

・警備会社が消防と埋蔵文化財センター緊急連絡網初動班（センター近隣在住の文化財保護協会職員で構成）へ連絡

↓  
※従前、1系列であった緊急連絡網を3系列化（指揮班・初動班・担当班）して対応を迅速化し、連絡網に自宅と携帯を併記することで伝達の確実性と迅速性を向上（5月15日施行）

↓  
消火

・初動班が合流し事態の拡大防止  
・消防による消火

### 4 日常の火災への備えについて

#### ○ 自衛消防組織を編成し、防災訓練を実施

※毎年12月に火災を想定した総合訓練（消火・通報・避難誘導訓練）を実施

本年度は火災事案を教訓にして12月7日に実施

#### ○ 毎月開催の役付会議や常会の場における危機管理意識の徹底

※6月1日には全職員を集め、信頼回復に向けての意見交換等により危機管理意識を向上

#### ○ 想定される危機に対する防止策の実行

・大型PEG含侵槽の保守点検とメンテナンスの徹底による事故予防

※本年度は7月19日に実施し、安全性を確認

・その他電気機器の保守点検やコンセント周りの清掃、器具周囲の整理整頓

・朝礼等における作業内容の確認等、組織的管理の徹底

#### ○ 日常業務や行動を点検し、コンプライアンス意識の向上と定着を図るためのチェックシートによる検証を開始

※火災事案を教訓にして7月4日から開始し、年4回実施

#### ○ 事故防止意識の徹底と保存技術を高めるための研修を実施

※本年度は7月4日に火災事案を教訓にした事故防止の研修、6月23日に専門家を招聘しての保存処理のスキルアップ研修を実施

### 5 文化財保護課としての対応

下記の点について、万全を期すよう通知するとともに、協会との連絡調整会議において状況の把握と必要な指導等を実施

・保存処理の知識・技術の修練とリスク管理を徹底すること。

・施設や物品の日常点検の徹底と使用状況等について文化財保護課に報告し、適切な措置を講じること。

・組織として適切な対応をとるために必要な改善措置を進めること。

・災害発生時の連絡体制を点検し、必要な措置を講じること。